

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【事業年度】 第35期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社インテージ

【英訳名】 INTAGE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 下 憲 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練塀町3番地 インテージ秋葉原ビル

【電話番号】 03-5294-0111

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 工 藤 理

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練塀町3番地 インテージ秋葉原ビル

【電話番号】 03-5294-0111

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 工 藤 理

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第35期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項に一部追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(6) 大株主の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(6) 【大株主の状況】

(訂正前)

<前略>

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	589千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	445千株

(訂正後)

<前略>

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	589千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	445千株

2 ゴールドマン・サックス証券株式会社から平成19年2月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年2月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けましたが、当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
<u>Goldman Sachs International</u>	<u>Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK</u>	<u>13</u>	<u>0.13</u>
<u>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社</u>	<u>東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー</u>	<u>512</u>	<u>4.96</u>

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) 省略

(訂正後)

(1)～(7) 省略

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款で定めております。

また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる旨を定款で定めております。

(10) 取締役および監査役の実任免除

当社は取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役および監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。